

報道関係者 各位

令和7年9月26日

【照会先】

労働基準局 監督課

課長

西海 国浩

副主任中央労働基準監察監督官 高橋 仁

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5427)

(直通電話) 03(3595)3203

外国人技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った 令和6年の監督指導、送検等の状況を公表します

厚生労働省は、このたび、全国の労働基準監督署等が、令和6年に外国人技能実習生（以下「技能実習生」）又は特定技能外国人を使用する事業場に対して行った監督指導（立入調査）や送検等の状況について取りまとめたので、公表します。（別紙1、2参照）

令和6年の監督指導・送検の概要

【技能実習生関係】

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した 11,355 事業場のうち 8,310 事業場 (73.2%)。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準 (25.0%)、②割増賃金の支払 (15.6%)、③健康診断結果についての医師等からの意見聴取 (14.9%) の順に多かった。
- 技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは 16 件。

【特定技能外国人関係】（初公表）

- 労働基準関係法令違反が認められた事業場は、監督指導を実施した 5,750 事業場のうち 4,395 事業場 (76.4%)。
- 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準 (24.0%)、②割増賃金の支払 (17.2%)、③健康診断結果についての医師等からの意見聴取 (16.7%) の順に多かった。
- 特定技能外国人に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反により送検したのは 7 件。

全国の労働局や労働基準監督署は、技能実習生又は特定技能外国人を使用する事業場に対し、労働基準関係法令などの周知・啓発に努めるとともに、労働基準関係法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施しており、引き続き、技能実習生及び特定技能外国人の適正な労働条件と安全衛生の確保に重点的に取り組んでいきます。

なお、度重なる指導にもかかわらず法令違反を是正しないなど重大・悪質な事案に対しては、送検を行うなど厳正に対応していきます。

実習実施者数及び特定技能所属機関数は別紙1及び別紙2のそれぞれ2頁目の〈参考〉を御参照ください。

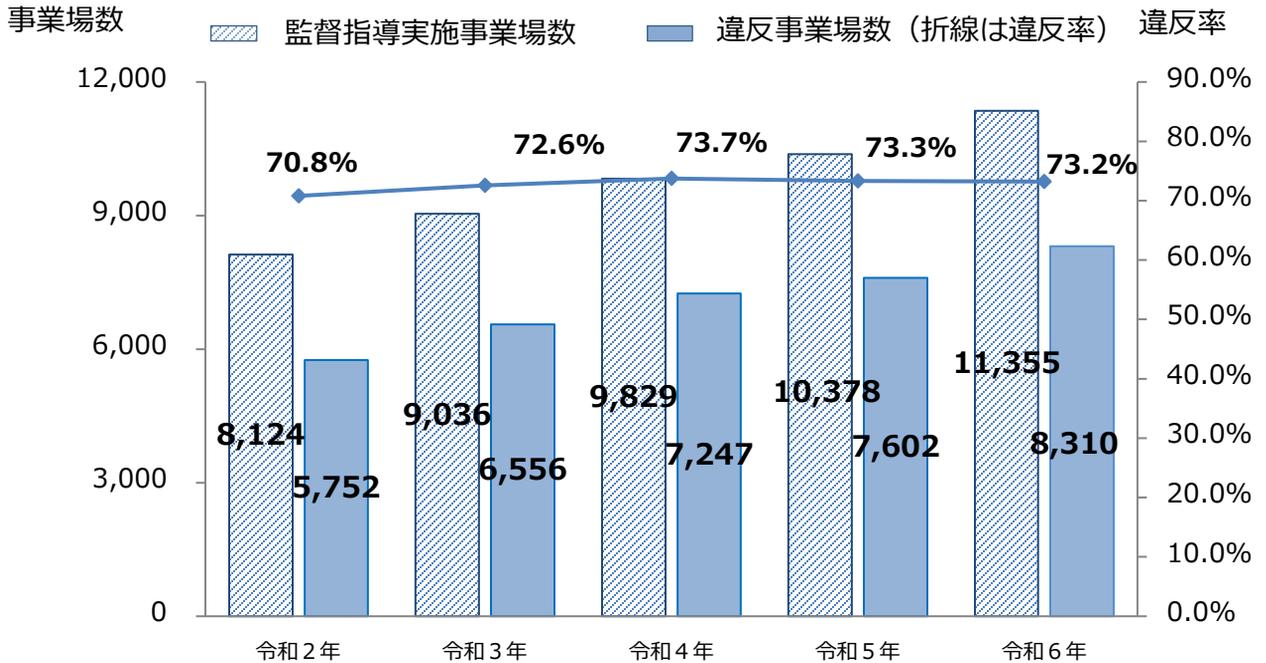
（別紙1）技能実習生を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況（令和6年）

（別紙2）特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況（令和6年）

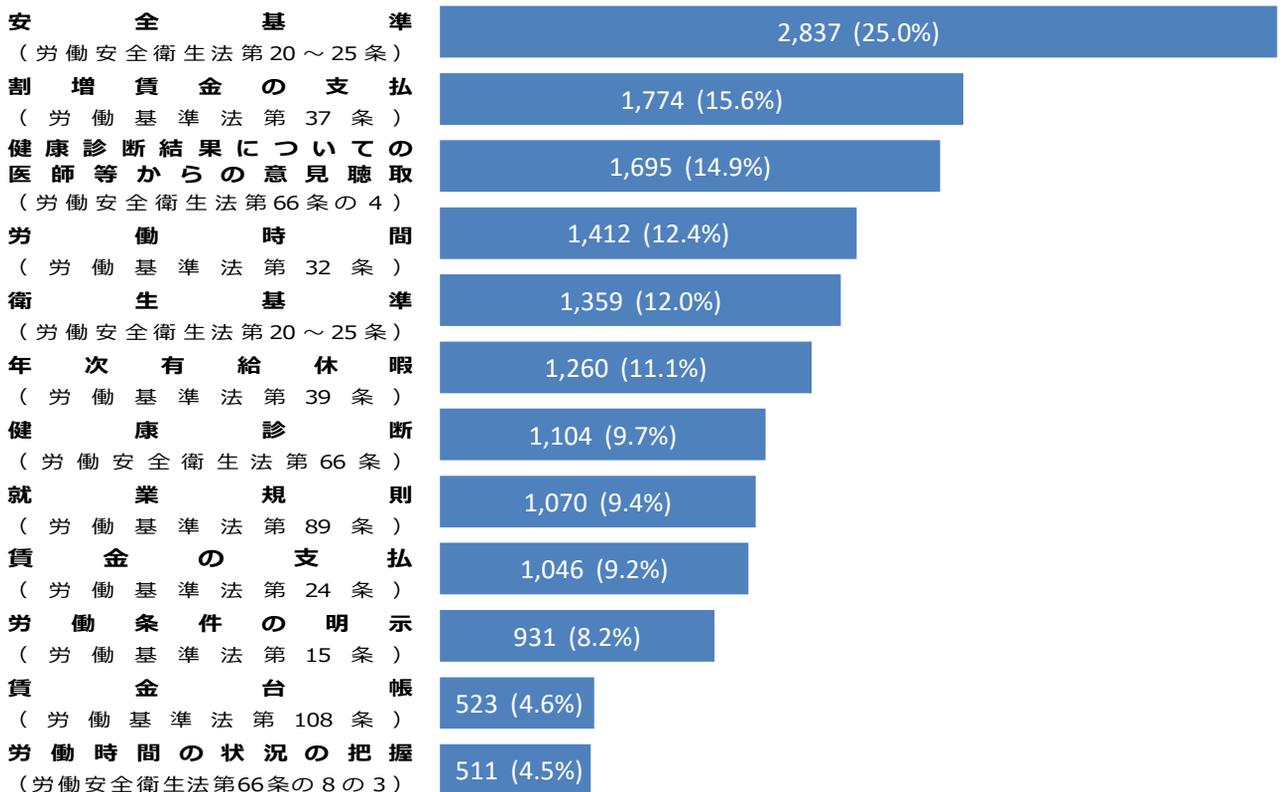
技能実習生を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

1 監督指導の状況

- (1) 令和6年に全国の労働基準監督署等において、技能実習生を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**11,355事業場**に対して監督指導を実施したところ、その**73.2%**に当たる**8,310事業場**で同法令違反が認められた。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（25.0%）、②割増賃金の支払（15.6%）、③健康診断結果についての医師等からの意見聴取（14.9%）の順に多かった。



(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
建設	2,147	1,716 (79.9%)	割増賃金の 支払 500 (23.3%)	安全基準 444 (20.7%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 407 (19.0%)
食料品製造	1,662	1,223 (73.6%)	安全基準 630 (37.9%)	労働時間 250 (15.0%)	割増賃金の 支払 210 (12.6%)
機械・金属 製造	3,286	2,266 (69.0%)	安全基準 904 (27.5%)	衛生基準 842 (25.6%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 434 (13.2%)
農・畜産	465	353 (75.9%)	賃金の支払 105 (22.6%)	安全基準 93 (20.0%)	年次有給休暇 84 (18.1%)
繊維・衣服 製造	474	322 (67.9%)	割増賃金の 支払 83 (17.5%)	年次有給休暇 81 (17.1%)	安全基準 63 (13.3%)
全業種	11,355	8,310 (73.2%)	安全基準 2,837 (25.0%)	割増賃金の 支払 1,774 (15.6%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 1,695 (14.9%)

<注1> 「主な業種」は、令和6年末における在留資格「技能実習」に係る在留者が多い5職種（建設関係職種、食料品製造関係職種、機械・金属関係職種、農業関係職種、繊維・衣服関係職種）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
- 食料品製造・・・食料品製造業
- 機械・金属製造・・・鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業、輸送用機械等製造業
- 農・畜産・・・農業、畜産業
- 繊維・衣服製造・・・繊維工業、衣服その他の繊維製品製造業

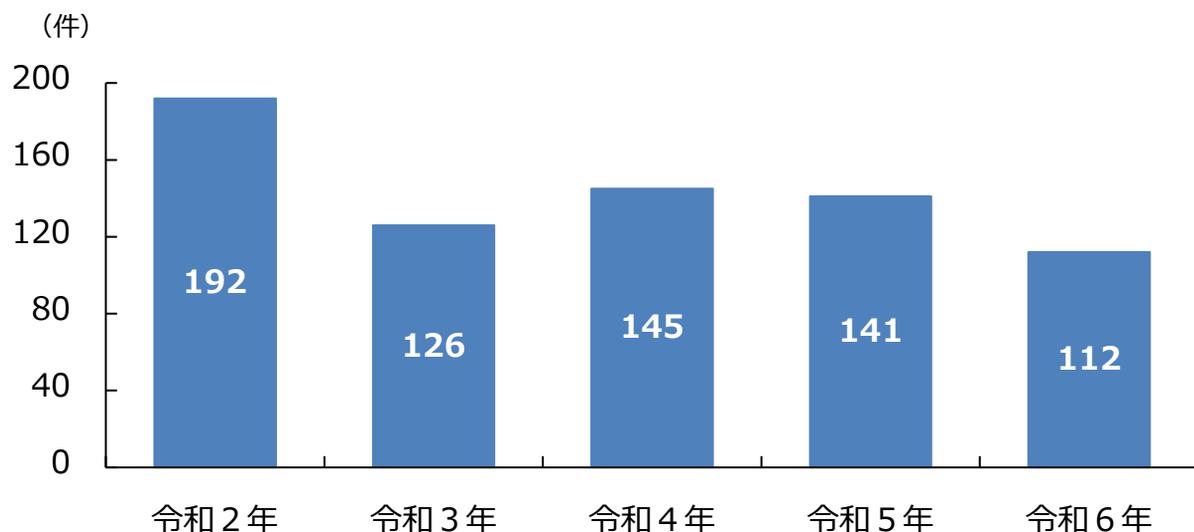
<注3> 違反は実習実施者に認められたものであり、技能実習生以外の労働者に関する違反も含まれる。

<注4> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

<参考> 令和5年度に、技能実習を実施した実習実施者数は、67,886者（法人等の数であり、事業場数とは異なる）。

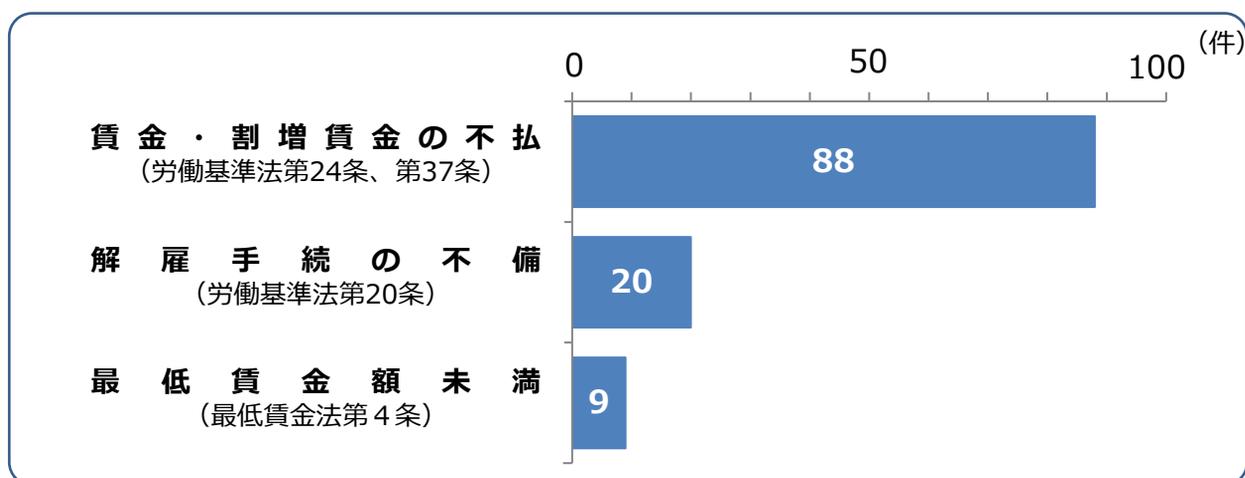
2 申告の状況

- (1) 令和6年に技能実習生から労働基準監督署等に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は**112件**であった。



- (2) 主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払（88件）、②解雇手続の不備（20件）、③支払われる賃金額が最低賃金未満（9件）の順に多かった。

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



事例 1

外国人技能実習機構からの通報を契機に、最低賃金未滿の労働契約等について指導

労基署の指導等

- 建設業の事業場において労働基準関係法令違反の疑いがあると外国人技能実習機構から労働基準監督署に通報があったため、立入調査を実施したところ、①技能実習生5名の賃金額が最低賃金額未滿となっていた、②1週間に付き40時間を超えた時間外労働に対する割増賃金が支払われていなかったため、是正勧告した。
- また、10日以上有給休暇が付与された技能実習生について、1年以内に5日分の時季指定が行われていなかったため、是正勧告した。

会社の対応

- 最低賃金額以上の労働契約に見直すとともに、過去の最低賃金と割増賃金の不足額合計約8万円を支払った。
- 年次有給休暇の新規付与時に、代表者が技能実習生と面談し、時季指定について話し合いを行って取得予定日を取り決めるとともに、以降も定期的に面談を行い、年次有給休暇の取得状況を確認するなど、確実な取得に向けて取り組むこととした。

事例 2

機械による労働災害が発生したことを契機に、安全対策について指導

労基署の指導等

- 食料品製造業の工場内で、技能実習生が食肉加工用の機械に手を挟まれ負傷する労働災害（右手人差し指切創、休業4日間）が発生したため、労働基準監督署が立入調査を実施した。
- 機械の運転を停止しないまま、技能実習生が、機械に詰まった肉をを取り除こうとした際、コンベヤの間に手が挟まれたものであったことから、是正勧告した。
- また、同種災害の再発防止のため、母国語による作業手順書の作成など、外国人労働者に分かりやすい方法により安全衛生教育や安全対策を行うよう指導した。

会社の対応

- 労働者の身体に危険を及ぼすおそれがあるときは、機械の運転を停止することなど、機械作業工程の作業手順について、通訳を介して技能実習生全員に教育を行った。
- 母国語による作業手順書を作成するとともに、視覚的に注意喚起を行うため、各機械に、切創防止手袋の着用のイラストや母国語に翻訳したステッカーを貼り付けた。

事例 3

技能実習生から「休憩が所定どおり取得できず、適正に賃金が支払われていない」旨の申告があったもの

労基署の指導等

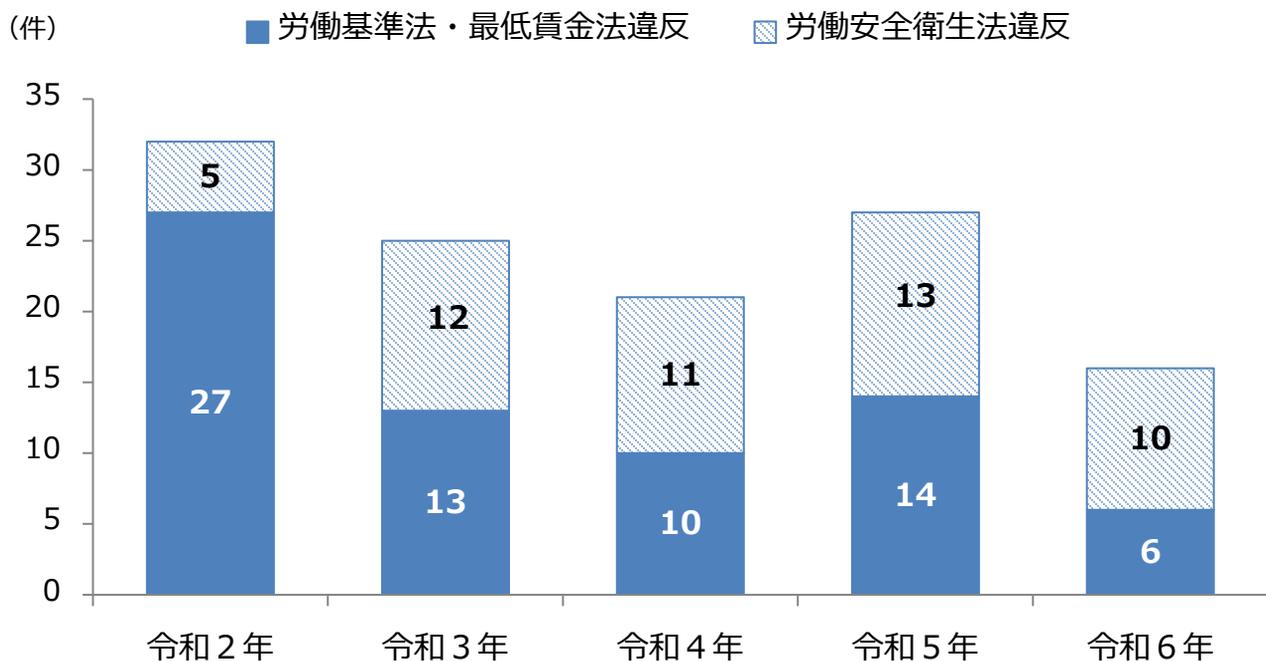
- ホテル業で働く技能実習生から、①休憩時間にも働いているが、その分の賃金が支払われていない、②早退した分の時間より多くの賃金が控除されていると労働基準監督署に申告があった。
- 立入調査を行った結果、①休憩時間中に労働させたにもかかわらず、その分の賃金の一部が支払われていなかったこと、②早退時間にもかかわらず一律半日の欠勤として賃金を控除していたことから、是正勧告した。

会社の対応

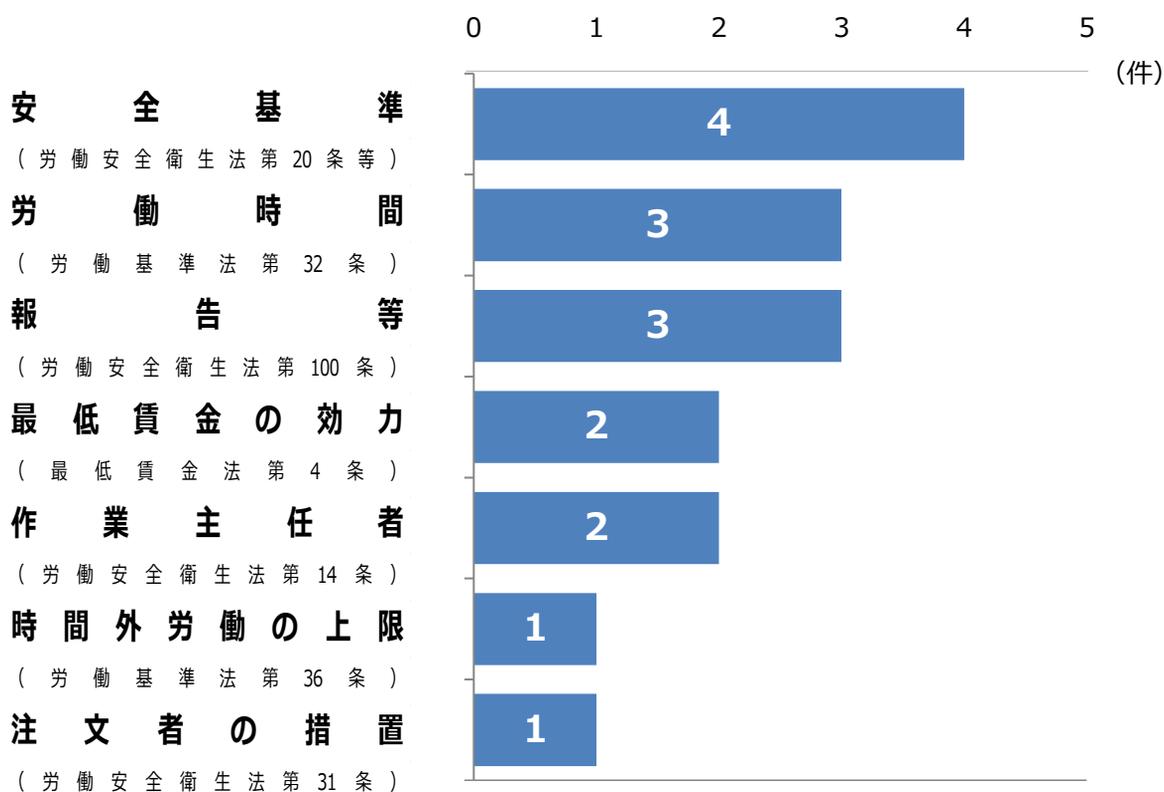
- 申告した技能実習生に、休憩時間中に労働した分に対する賃金及び早退した際に過剰に控除した賃金の合計約2万円を支払った。

4 送検の状況

- (1) 令和6年に全国の労働基準監督署等において、技能実習生に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反が認められた事案として送検した件数は、**16件**であった。



- (2) 送検法条文の内訳は、次のとおりであった。



(3) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例 1

架設通路に手すり等の墜落防止措置を講じなかった疑いで送検

捜査経過

- 工場の外壁工事現場で足場の解体中、技能実習生に作業用具などの運搬を行わせる際に使用する昇降階段（架設通路）に手すりが設置されていなかった。
- この結果、技能実習生が昇降階段の高さ約12メートルの場所から地上に墜落し死亡する労働災害が発生したことから、労働基準監督署において捜査し、送検した。

被疑事実

- 法人及び代表者について
架設通路を使用させるに当たり、墜落による危険を防止する措置を講じなかったこと。

違反条文

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）違反
労働安全衛生規則第552条（架設通路）

事例 2

36協定なく、違法な時間外労働を行わせたなどの疑いで送検

捜査経過

- 縫製会社に対して労働基準監督署が立入調査を実施したところ、技能実習生（8名）を含む全ての労働者に対し、①時間外・休日労働協定（36協定）を締結し労働基準監督署へ届け出ることなく、時間外労働及び休日労働を行わせていたこと、②当該時間外労働及び休日労働に対する割増賃金を適正に支払っていないことが発覚した。
- また、立入調査の際、虚偽の内容が記載されたタイムカードや賃金台帳を提出し、違法な時間外・休日労働を隠蔽しようとしたため、捜査し、送検した。

被疑事実

法人及び代表者について

- ① 36協定を労働基準監督署へ届け出ることなく、技能実習生を含む労働者に対して時間外労働及び休日労働を行わせたこと。
- ② 時間外労働及び休日労働をさせた時間に対し、割増賃金を支払わなかったこと。

違反条文

労働基準法第32条（労働時間）違反
労働基準法第35条（休日）違反
労働基準法第37条（割増賃金）違反

5 労働基準監督署等と外国人技能実習機構等との相互通報の状況

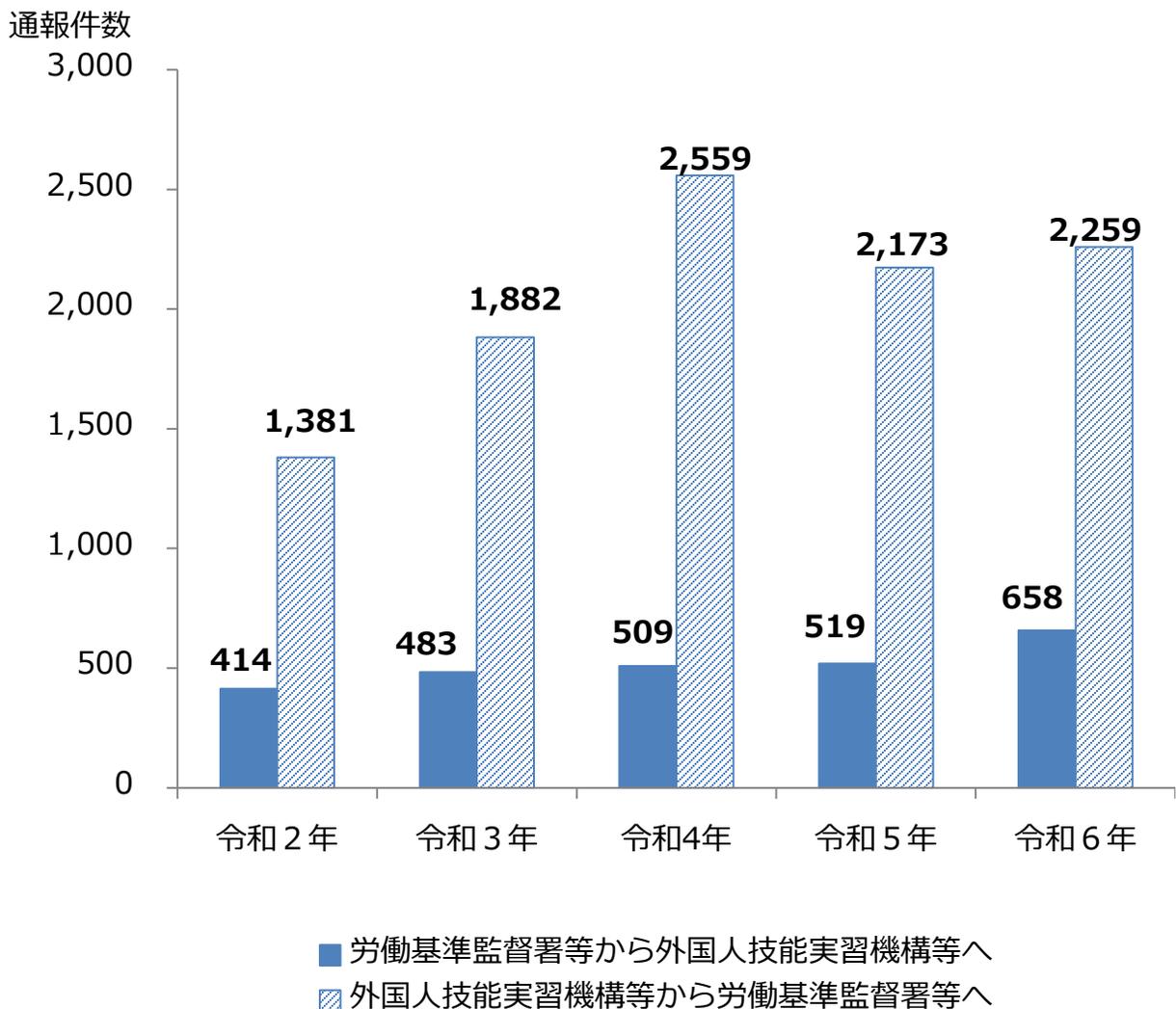
- (1) 技能実習生の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署等では、外国人技能実習機構等との間で、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している（※1）。

※1 令和3年までは、出入国管理機関との間でも技能実習生に係る相互通報を行っていたが、制度改正により、令和4年以降、外国人技能実習機構との間でのみ行っている。

- (2) 令和6年に労働基準監督署等から外国人技能実習機構へ通報（※2）した件数は**658件**、外国人技能実習機構から労働基準監督署等へ通報（※3）された件数は**2,259件**である。
なお、法令違反を相互に通報する以外にも、強制労働等技能実習生の人権侵害が疑われる事案などについては、外国人技能実習機構との合同監督・調査を行うこととしており、**46**の事業場に対して実施した。

※2 労働基準監督署等から外国人技能実習機構へ通報する事案
労働基準監督署等において技能実習生を使用する事業場に対して監督指導を実施した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反が認められた事案

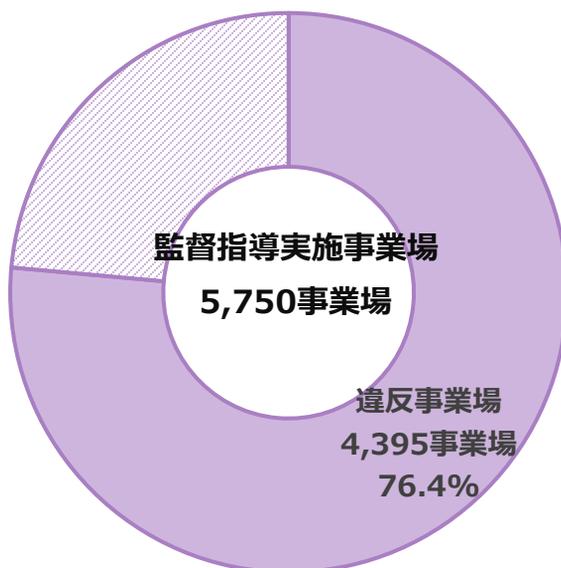
※3 外国人技能実習機構から労働基準監督署等へ通報する事案
外国人技能実習機構において技能実習生を使用する事業場を調査した結果、技能実習生に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案



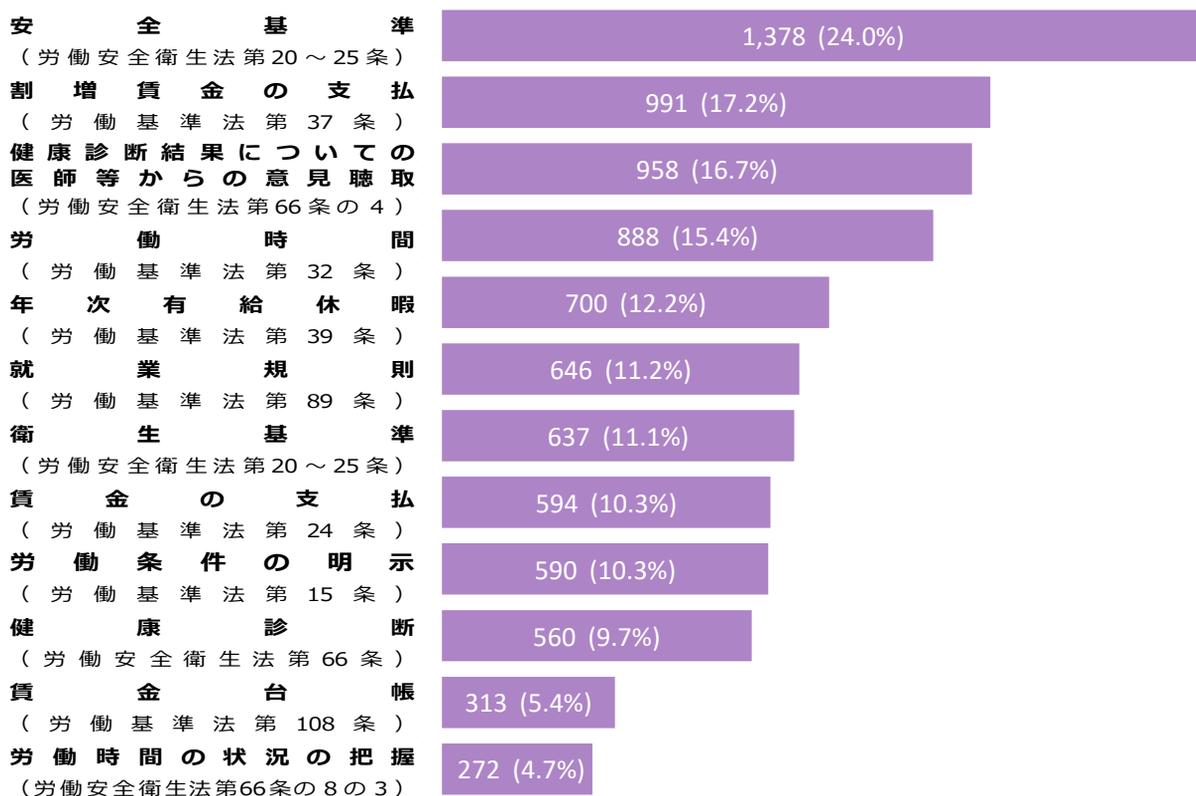
特定技能外国人を使用する事業場に対する監督指導、送検等の状況

1 監督指導の状況

- (1) 令和6年に全国の労働基準監督署等において、特定技能外国人を使用しており、労働基準関係法令違反が疑われる**5,750事業場**に対して監督指導を実施したところ、その**76.4%**に当たる**4,395事業場**で同法令違反が認められた。



- (2) 主な違反事項は、①使用する機械等の安全基準（24.0%）、②割増賃金の支払（17.2%）、③健康診断結果についての医師等からの意見聴取（16.7%）の順に多かった。



(3) 主な業種に対する監督指導の状況は、次のとおりであった。

主な業種	監督指導 実施事業場数	違反事業場数 (違反率)	主な違反事項		
			安全基準	労働時間	割増賃金の 支払
食料品製造	1,150	863 (75.0%)	安全基準 465 (40.4%)	労働時間 203 (17.7%)	割増賃金の 支払 148 (12.9%)
社会福祉 施設	557	424 (76.1%)	割増賃金の 支払 163 (29.3%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 125 (22.4%)	労働時間 104 (18.7%)
工業製品 製造	1,295	992 (76.6%)	安全基準 430 (33.2%)	衛生基準 382 (29.5%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 213 (16.4%)
建設	876	710 (81.1%)	割増賃金の 支払 214 (24.4%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 181 (20.7%)	安全基準 148 (16.9%)
農・畜産	314	247 (78.7%)	賃金の支払 76 (24.2%)	安全基準 70 (22.3%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 51 (16.2%)
全業種	5,750	4,395 (76.4%)	安全基準 1,378 (24.0%)	割増賃金の 支払 991 (17.2%)	健康診断結果に ついての医師等 からの意見聴取 958 (16.7%)

<注1> 「主な業種」は、令和6年12月末時点における特定技能1号在留外国人が多い5分野（介護分野、工業製品製造分野、飲食物品製造分野、建設分野、農業分野）に関連する業種について取りまとめたものである。

<注2> 「主な業種」の内訳は以下のとおり。

- 食料品製造・・・食料品製造業
- 社会福祉施設・・・社会福祉施設
- 工業製品製造・・・繊維工業、パルプ・紙・紙加工品製造業、印刷・製本業、窯業土石製品製造業、鉄鋼業、非鉄金属製造業、金属製品製造業、一般機械器具製造業、電気機械器具製造業
- 建設・・・土木工事業、建築工事業、その他の建設業
- 農・畜産・・・農業、畜産業

<注3> 違反は事業場に認められたものであり、特定技能外国人以外の労働者に関する違反も含まれる。

<注4> 違反事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各違反事項の件数の合計と違反事業場数とは一致しない。

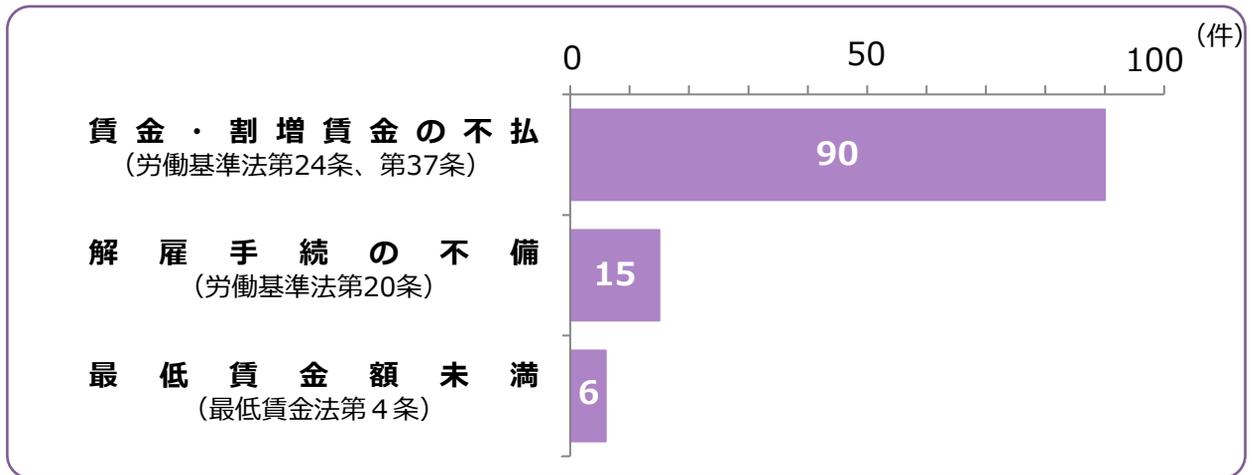
<参考> 特定技能外国人を受け入れている特定技能所属機関の数は、令和6年末時点で50,099機関（法人等の数であり、事業場数とは異なる）。※出入国在留管理庁調べ

2 申告の状況

- (1) 令和6年に特定技能外国人から労働基準監督署等に対して労働基準関係法令違反の是正を求めてなされた申告の件数は**107件**であった。

主な申告内容は、①賃金・割増賃金の不払（90件）、②解雇手続の不備（15件）、③支払われる賃金額が最低賃金未満（6件）の順に多かった。

<注> 申告事項が2つ以上ある場合は、各々に計上しているため、各申告事項の件数の合計と申告件数とは一致しない。



3 監督指導事例

事例 1

食品加工機械による労働災害が発生したことを契機に、安全対策について指導

労基署の指導等

- 食料品製造業の工場内で、特定技能外国人が包装機械のフィルムカット用の刃で手の指を切断する労働災害（左手中指及び薬指切断、休業1か月間）が発生したため、労働基準監督署が立入調査を実施した。
- 特定技能外国人は、フィルムの位置を調整する作業を行っていたところ、誤って起動スイッチを押し、下降してきた刃で指を切断した。このため、機械の刃部に覆いを設けるまでの間の機械の使用停止を命令した。
- また、安全装置の点検及び整備を行っていなかったこと、特定技能外国人に対して、雇入れ時の安全衛生教育を行っていなかったことから、是正勧告した。

会社の対応

- 包装機械の刃部に覆いを取り付けるとともに、作業の開始前に、覆いを含めた安全装置の状況を点検リストを使ってチェックすることとした。
- 漢字に振り仮名を記載するなど、外国人労働者にも分かりやすい安全対策のマニュアルを作成し、特定技能外国人に安全衛生教育を行った。

事例 2

違法な賃金控除や割増賃金の一部不払い等について指導

労基署の指導等

- 建設業で働く特定技能外国人の賃金から、労使協定がないまま家賃や光熱費、工具代を違法に控除していたため、是正勧告した。
- 特定技能外国人のみに毎月支給している特別手当について、割増賃金の算定基礎に含めていなかったため、是正勧告した。
- 健康診断結果について、医師からの意見聴取を行っていなかったため、是正勧告した。

会社の対応

- 家賃や光熱費に関して、賃金控除に関する労使協定を締結した。工具代については会社負担とすることとした。
- 特定技能外国人に、割増賃金の不足額約12万円を支払った。
- 健康診断結果について医師からの意見聴取を実施した。

事例 3

中途退職時にビザ取得費用を返還させる労働契約等について指導

労基署の指導等

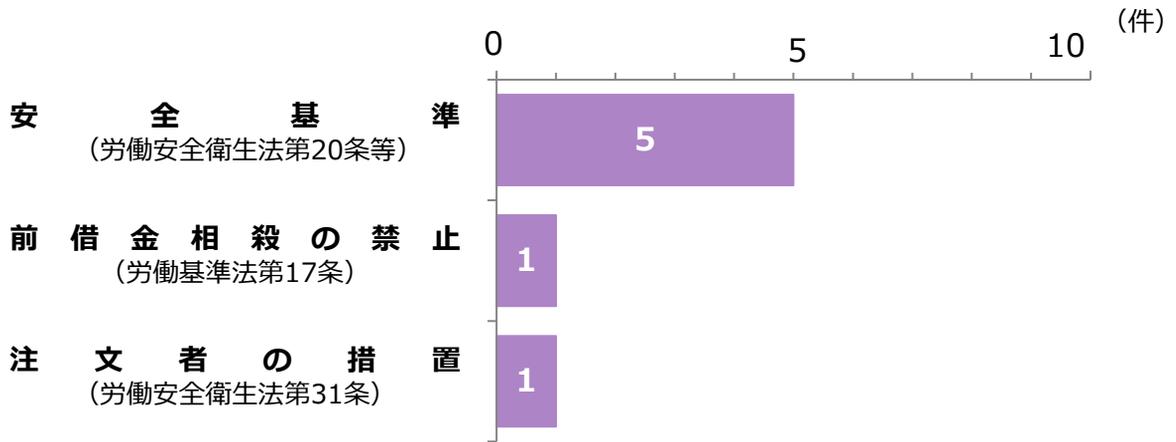
- 社会福祉施設で働く特定技能外国人が、会社に対して労働契約期間中の中途退職を申し出たところ、ビザ取得費用を賃金から控除された旨の申告があったため、立入調査を実施した。
- 日本語の労働契約書において、契約期間の途中で退職した場合は就労ビザ取得費用を会社に返還する旨記載されていたため、契約不履行時の違約金を定めていることについては是正勧告した。

会社の対応

- 日本語表記のみの雇用契約書を取りやめ、入国審査時に提出する母国語併記の雇用契約書によって労働条件を取り決め、労働契約不履行時の違約金の定めは規定しないこととした。
- 申告した特定技能外国人に、ビザ取得費用等として賃金から控除した合計約23万円を支払った。

4 送検の状況

- (1) 令和6年に全国の労働基準監督署等において、特定技能外国人に関する重大・悪質な労働基準関係法令違反の事案として送検した件数は、**7件**であった。



- (2) 送検事例には、以下のようなものがあった。

事例

プレス機械を用いた作業を行わせる際、安全措置を講じなかった疑いで送検

捜査経過

- 金属製品製造工場において、特定技能外国人にプレス機械で金属部品の加工作業を行わせる際、光線式安全装置を無効にしていた。
- この結果、特定技能外国人の手がプレス機械にはさまれ、指を切断する労働災害が発生したことから、労働基準監督署が捜査し、送検した。

被疑事実

法人及び取締役について

- ① プレス機械の安全装置に取り付けられた切り替えキースイッチにより、安全装置が作動しない状態のまま作業させ、労働者の安全確保措置を講じなかったこと。
- ② プレス機械作業主任者が、安全装置の切り替えキースイッチを自身で保管していなかったこと。

違反条文

労働安全衛生法第20条（事業者の講ずべき措置等）違反
労働安全衛生規則第131条（プレス等による危険の防止）
労働安全衛生法第14条（作業主任者）違反
労働安全衛生規則第134条（プレス機械作業主任者の職務）

5 労働基準監督署等と出入国在留管理機関との相互通報の状況

- (1) 特定技能外国人の労働条件の確保を図るため、労働基準監督署等では、出入国在留管理機関との間で、法令違反の相互通報や、合同監督・調査を実施している。
- (2) 令和6年に労働基準監督署等から出入国在留管理機関へ通報（※2）した件数は**339件**、出入国在留管理機関から労働基準監督署等へ通報（※3）された件数は**73件**である。
なお、法令違反を相互に通報する以外にも、強制労働等特定技能外国人の人権侵害が疑われる事案などについては、出入国在留管理機関との合同監督・調査を行うこととしており、**10**の事業場に対して実施した。
 - ※2 労働基準監督署等から出入国在留管理機関へ通報する事案
労働基準監督署等において特定技能外国人を使用する事業場に対して監督指導を実施した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反が認められた事案
 - ※3 出入国在留管理機関から労働基準監督署等へ通報する事案
出入国在留管理機関において特定技能外国人を使用する事業場を調査した結果、特定技能外国人に係る労働基準関係法令違反の疑いがあると認められた事案